

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公開番号】特開2011-201534(P2011-201534A)

【公開日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-041

【出願番号】特願2011-109589(P2011-109589)

【国際特許分類】

B 6 2 J 9/00 (2006.01)

B 6 2 K 11/10 (2006.01)

B 6 2 J 99/00 (2009.01)

【F I】

B 6 2 J 9/00 G

B 6 2 K 11/10

B 6 2 J 9/00 H

B 6 2 J 39/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係るスクータ型車両は、上述した課題を解決するために、請求項1に記載したように、略水平に前傾し、且つその中心軸が車両の進行方向に沿って配置されたシリンダッセンブリを有するエンジン本体とこのエンジン本体の一側から後方に延びてその後端に後輪を軸支する伝動ケースとを一体的に備え、車体フレームにスイング自在に枢着され、且つクッションユニットにより前記車体フレームに弾性的に支持されたユニットスイング型エンジンと、前記シリンダッセンブリの吸気ポートに接続されるスロットルボディとこのスロットルボディに接続されるエアクリーナと燃料噴射手段とこの燃料噴射手段の燃料噴射量を制御するコントローラとを有する燃料噴射式の吸気装置と、前記ユニットスイング型エンジンの上方に配置された収納ボックスとを備えたスクータ型車両において、車両側面視、前記クッションユニットを最も圧縮した状態での前記エンジン本体の最も高い位置と前記エアクリーナ上部とを結ぶ線X'-X' と略平行になるように前記収納ボックス底を形成すると共に、前記スロットルボディの頂部と前記線X'-X' とが交差したことを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

略水平に前傾し、且つその中心軸が車両の進行方向に沿って配置されたシリンダッセンブリを有するエンジン本体とこのエンジン本体の一側から後方に延びてその後端に後輪を軸支する伝動ケースとを一体的に備え、車体フレームにスイング自在に枢着され、且つクッションユニットにより前記車体フレームに弾性的に支持されたユニットスイング型エンジンと、

前記シリンダアッセンブリの吸気ポートに接続されるスロットルボディとこのスロットルボディに接続されるエアクリーナと燃料噴射手段とこの燃料噴射手段の燃料噴射量を制御するコントローラとを有する燃料噴射式の吸気装置と、

前記ユニットスイング型エンジンの上方に配置された収納ボックスとを備えたスクータ型車両において、

車両側面視、前記クッションユニットを最も圧縮した状態での前記エンジン本体の最も高い位置と前記エアクリーナ上部とを結ぶ線 X' - X' と略平行になるように前記収納ボックス底を形成すると共に、前記スロットルボディの頂部と前記線 X' - X' とが交差したことを特徴とするスクータ型車両。